

6 福薬業発第 1 8 3 号
令和 6 年 8 月 2 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

医療機関・薬局におけるマイナ保険証利用促進のための支援について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、マイナ保険証利用促進集中取組月間における医療機関・薬局への支援につきましては、令和 6 年 6 月 26 日付け 6 福薬業発第 1 3 1 号にてお知らせしたところです。

今般、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

5 月から 7 月までの「マイナ保険証利用促進 集中取組月間」の後も、医療機関・薬局において引き続き利用促進の取組を進めていただくために、医療機関・薬局におけるマイナ保険証利用促進のための一時金制度と顔認証付きカードリーダーの増設支援について、いずれも対象期間を令和 6 年 8 月まで 1 か月延長することが別添のとおり示されております。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 157 号
令 和 6 年 7 月 31 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

医療機関・薬局におけるマイナ保険証利用促進のための支援について
(情報提供)

平素より、本会会務の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、マイナ保険証利用促進集中取組月間における医療機関・薬局への支援につきましては、令和6年6月25日付け日薬業発第113号ほかにてお知らせしたところです。

今般、5月から7月までの「マイナ保険証利用促進 集中取組月間」の後も、医療機関・薬局において引き続き利用促進の取組を進めていただくために、医療機関・薬局におけるマイナ保険証利用促進のための一時金制度と顔認証付きカードリーダーの増設支援について、いずれも対象期間を令和6年8月まで1か月延長することが別添のとおり示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、以下のURLから閲覧が可能なことを申し添えます。

(別添)

マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

(令和6年7月30日付け、厚生労働省報道発表資料より)

○マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

厚生労働省ホームページ > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2024年7月
> マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41939.html

2024年5月～8月の4ヶ月間のいずれかの月の マイナ保険証の利用人数の増加量 に応じて、一時金を支給いたします

※対象期間を1か月延長しました
※申請は不要です

今まで

見直し内容

支援金の前半期（1月～5月）

現行要件での支給

支援金の後半期（6月～11月）

集中取組月間（5月～7月）中の
一時金制度として見直し
※対象期間は8月まで延長

概要

2023年10月の利用率を起点として、2024年5月～8月のいずれかの月のマイナ保険証利用人数の増加量に応じ、最大20万円（病院は40万円）を一時金として支給いたします
※対象期間を1か月延長しました
※一時金を受け取るための申請は不要です

対象期間

2024年5月～8月の4ヶ月間

支払要件

- ① 2023年10月から利用人数が一定数増えていること
 - ② 窓口での共通ポスター掲示
 - ③ 患者さんへのお声かけと、利用を求めるチラシの配布の徹底
- ※対象期間中における実施の有無は、「オンライン請求時のポップアップ」、「医療機関等向け総合ポータルサイト」で確認いたします。

一時金を受け取るイメージ：診療所・薬局（給付額の条件は次面の表をご確認ください）

10月時点の数値

レセプト件数 : 1,000件/月
マイナ保険証利用率 : 4% / 月
マイナ保険証利用人数 : 40人/月

4ヶ月間で一番利用人数が多い月

マイナ保険証利用人数 : 200人/月 (160人増加)

給付額 **20万円**

2023年10月

2024年5月

2024年6月

2024年7月

2024年8月

一時金の要件となる増加人数を確認してください

- 1 : 施設の規模に該当する表をみる
- 2 : 2023年10月時点のマイナ保険証利用率と利用人数を
「医療機関等向け総合ポータルサイトのプロフィール」から確認する
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_login_custom
- 3 : 一時金の要件となる増加人数を確認する



「診療所・薬局」の場合

		10月利用実績からの増加人数									
		1人以上	10人以上	20人以上	30人以上	50人以上	70人以上	80人以上	100人以上	160人以上	240人以上
10月の利用率	3%未満	0	0	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万
	3 - 5%	0	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万	
	5 - 10%	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万		
	10 - 20%	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万			
	20 - 30%	5万	7万	10万	15万	17万	20万				
	30 - 40%	7万	10万	15万	17万	20万					
	40%以上	10万	15万	17万	20万						

「病院」の場合

		10月利用実績からの増加人数									
		10人以上	40人以上	80人以上	150人以上	250人以上	350人以上	450人以上	540人以上	720人以上	900人以上
10月の利用率	3%未満	0	0	0	10万	12万	15万	20万	30万	35万	40万
	3 - 5%	0	0	10万	12万	15万	20万	30万	35万	40万	
	5 - 10%	0	10万	12万	15万	20万	30万	35万	40万		
	10 - 20%	10万	12万	15万	20万	30万	35万	40万			
	20 - 30%	12万	15万	20万	30万	35万	40万				
	30 - 40%	15万	20万	30万	35万	40万					
	40%以上	20万	30万	35万	40万						

「小規模施設（2023年10月診療分のレセプト件数が150件以下の施設）」の場合

※小規模施設であっても2023年10月の実績が10%以上の場合や、5～10%で10人以上増加の場合は小規模施設でない方の要件を満たすこととなります。小規模施設区分の上限を超えた場合、通常の基準で給付を受けることも可能です。

		10月利用実績からの増加人数						
		1人以上	5以上	10人以上	15人以上	25人以上	35人以上	40人以上
10月の利用率	3%未満	0	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万
	3 - 5%	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万	
	5 - 10%	1万	1.5万					

先行事例に学ぶ「利用率を伸ばす方法」

多くの医療機関・薬局がマイナンバーカードの利用を前提とした、予約、院内・薬局内掲示、窓口でのお声がけで利用率を向上させています



利用率向上を見込める6つの主要な対応策

予約(病院・診療所の場合)

□ 患者さんからの予約電話時や、HPの予約画面に

「**マイナンバーカードをお持ちください**」とご案内していますか？

院内・薬局内掲示

□ 入り口の扉や施設内の目に入る位置に、マイナンバーカードで受付ができる旨を告知するポスターを掲示していますか？

□ 患者さんが迷わないように、院内の掲示物などの従来の健康保険証の提示を求める記載を、マイナンバーカードの利用を求める内容に見直していますか？

□ 受付の分かりやすい位置に顔認証付きカードリーダーを設置していますか？

窓口でのお声がけ

□ 受付で「**マイナンバーカードをお持ちですか？**」とご案内していますか？

□ マイナンバーカードを持っていない／まだ利用登録していない方へ、窓口で次回の利用案内や登録方法のご案内をしていますか？

本年12月2日に現行の健康保険証の新規発行が終了となります。患者さんにいち早く慣れていただくため、医療機関・薬局でのマイナンバーカードの保険証利用のご準備を進めていただくようご協力をお願いいたします。

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

一時金を受け取るために・・・

①窓口での共通ポスターの掲示

②患者さんへお声かけの徹底

③患者さんへマイナ保険証の利用を求めるチラシの配布の徹底

をお願いいたします

①ポスター



The poster is titled "とっても簡単! マイナンバーカード" (Very Simple! My Number Card). It is divided into four numbered steps:

- 1 受付** (Reception): "マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。" (Please place your My Number Card on the card reader.)
- 2 本人確認** (Self-confirmation): "顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。" (Please use facial recognition or enter the 4-digit PIN.) It shows a rabbit character using facial recognition and a numeric keypad for the PIN.
- 3 同意の確認** (Confirmation of consent): "診療室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。" (Please confirm the use of medical information in the clinic, etc.) It shows two buttons: "同意しない" (I do not agree) and "同意する" (I agree).
- 4 受付完了** (Reception complete): "お呼びするまでお待ちください。" (Please wait until called.) It shows a rabbit character holding the card and a sign that says "カードを忘れずに!" (Don't forget your card!).

At the bottom, it says "医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。" (Please cooperate in providing high-quality medical care through medical DX.) and lists logos for 厚生労働省 (Ministry of Health, Labour and Welfare), 日本医師会 (Japan Medical Association), 日本歯科医師会 (Japan Dental Association), and 日本薬剤師会 (Japan Pharmaceutical Association).

②チラシ



The flyer has a yellow and black striped border. At the top, it says "⚠️ ご注意ください!" (Please be careful!). Below that, it says "本年12月2日から 現行の健康保険証は 発行されなくなります" (From December 2nd of this year, the current health insurance card will no longer be issued). It also notes "※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です" (As of December 2nd, valid insurance cards are valid for up to 1 year).

The main text says "マイナンバーカード をご利用ください" (Please use your My Number Card) and "今回お持ちでない方は次回ご持参ください" (If you don't have it this time, please bring it next time).

At the bottom, it says "マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方" (For those who have not yet registered for insurance card use) and "➡️ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます" (Registration can be done at the counter (card reader)). It also includes the 厚生労働省 (Ministry of Health, Labour and Welfare) logo.

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241676.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241691.pdf>



※ポスターとチラシ(印刷用台紙)は5月初旬に社会保険診療報酬支払基金より医療機関・薬局へ郵送しています。

一時金制度に関するお問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583 (通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00

土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00

○オンライン資格確認等お問い合わせフォーム

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com_med_inquiry



マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

医療機関・薬局における顔認証付カードリーダー増設の支援

マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援

○補助内容

2023(R5)年10月から2024(R6)年 8 月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が500件以上の機関については、顔認証付きカードリーダー 1 台の増設に要した費用の一部を補助する。

なお、病院については、以下の条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台まで、増設に要した費用の一部を補助する。

機 関	利用件数	500～999件	1,000～1,499件	1,500～1,999件 ※1台運用機関1,500件以上	2,000～2,499件 ※2台運用機関2,000件以上	2,500件以上
1台の無償提供を受けた施設		1 台	2 台	3 台	－	－
2台の無償提供を受けた施設		－	1 台	2 台	3 台	－
3台の無償提供を受けた施設		－	－	1 台	2 台	3 台

○補助対象・補助率

顔認証付きカードリーダー・資格確認端末の購入費用・工事費に対して 1 / 2 補助。

〔補助上限額〕

病院	1 台	2 台	3 台
	275,000	450,000	625,000

診療所 薬局	1 台
	275,000